

令和3年 第9回
教育委員会定例会会議録

令和3年9月13日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2572号
令和3年第9回定例会

日 時 令和3年9月23日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	河 本 良 江
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について

日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

- 1 東京都における緊急事態措置等に係る期間の再延長を踏まえた施設及び事業の対応について

日程第3 報告事項

- 1 令和3年度春の通学路点検の実施結果について
- 2 幼稚園、小中学校における9月13日以降の感染症対策の取組の強化について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和3年第9回港区教育委員会定例会を開会をしたいと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いします。

○田谷委員 了解しました。

○教育長 よろしくお願ひいたします。

日程第1 審議事項

1 港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第65号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは議案第65号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」ご審議いただきます。資料ナンバー1の2枚目を御覧ください。

毎年、奨学資金の貸付金滞納分で、回収の見込みについて逐次調査を行っております。今回、10件の債権放棄について、お諮りさせていただきます。

債権放棄に当たりましては、債権管理条例第13条に基づきまして、回収困難な債権を放棄できることとなっております。参考資料を御覧ください。

項番2の一覧のうち、今回は全て7号の消滅時効を適用しての放棄となります。

先程の資料にお戻りいただきます。1番の「経緯」です。奨学資金の貸付において、回収が困難な債権につきまして、令和3年9月2日、区の債権管理委員会に付議をしまして、10件の債権について、放棄が了承されております。

今回、1番から10番までの全ての債権につきまして、貸し付けた金額について返還がなく、主債務者、連帯保証人ともに時効満了のために放棄をするものです。主債務者、連帯保証人、時効の方については督促を行い、また途中で行方が分からなくなった方については、戸籍、住民記録台帳等で現住所を追跡調査いたしました。一部の方については既に住基登録から抹消されていたり、所在不明の方もいらっしゃいました。また、所在が分かる方について、返還の意思確認も行いましたけれども、いずれの方からもお返事がないままでございます。やむを得ず、時効満了で放棄いたします。

債権放棄の総額につきましては、未返還額の合計611万8,000円となります。今後のスケジュールです。本議会でご決定の後、速やかにこの決算処理の手続に入ります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 時効満了してから、実際に債権放棄をするまでに相当な期間がかかっている債権も結構多いと思うのですけれども、ここまで時間がかかったのは为什么呢。

○教育長室長 時効満了が10年になるのですが、そこからさらに10年経っている債権もございます。債務者の生年月日が昭和37年の方が一番古い方でございますけれども、それまでは確認事項も住所等要件とか、そういったものを自治体の方に向けて問合せなどもしてはいたしましたが、なかなかそこまでの管理の整理の部分がスムーズに、システム管理もできていなかった部分もあって、資料の検索等でかなり手間取った部分もございます。

改めて、債権管理委員会担当の弁護士の先生にご相談申し上げながら進めていって、着々と今、まとめて出してきたということでございますので、何かボトルネックで、これがとまっていたからということよりも、一気に今資料を整えて、進めてきたということになります。

○中村委員 10年前ぐらいまでは、債権管理は全くされていなかったという感じでしょうか。

○教育長室長 督促とか催告的なものは行った記録もあるのですが、決算処理まで至る債権放棄までは、結果として、手続はされていなかったということでございます。

○中村委員 では、古い案件について、今、どんどん処理をしているということですか。

○教育長室長 今処理しているところで、引き続きすすめてまいります。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 そうしますと、10年より長い期間経っている案件は、これでひとつおき全部処理できたという形ですか。それとも、まだかなり残っている状況でしょうか。

○教育長室長 まだございます。

そこで、より困難な債権について今調べまして改めて確認をして、書類の精査をして、詳細の確認というものを同時進行で進めています。また何度かこういった御審議を頂くことがあろうかと思っております。よろしく申し上げます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第65号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第65号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

1 東京都における緊急事態措置等に係る期間の再延長を踏まえた施設及び事業の対応について

○教育長 日程の第2、教育長の臨時代理に伴う報告事項に入ります。

報告事項1「東京都における緊急事態措置等に係る期間の再延長を踏まえた施設及び事業の対応について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは本日付、臨時代理報告資料ナンバー1に沿ってご説明いたします。

本件は、東京都の緊急事態措置等の内容を受けて、緊急事態措置の期間を7月12日から9月30日までとし、引き続き臨時休園する施設や会館、閉館時間を20時とする施設や地域館など、港区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理し、処理しましたので報告し、ご承認を得るものでございます。

項番1、処理の内容です。恐れ入ります。資料2ページ目を御覧ください。

経緯でございますが、9月9日、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規程に基づき、緊急事態措置の実施区域を変更するとともに、実施期間を9月30日までとする旨の公示をいたしました。同日、東京都は法令の規制に基づく緊急事態措置等の内容について公表いたしました。これを受けまして、教育委員会では東京都が示した緊急事態措置等の内容を踏まえまして、期間を7月12日から9月30日までとするなどの内容を公示いたしました。

項番2、「施設・事業の運営」でございます。引き続き、箱根ニコニコ高原学園は休園でございます。裏面を御覧ください。引き続き閉館時間を20時とする施設は生涯学習センター、青山生涯学習館、スポーツセンター、氷川武道場、運動場、学校施設開放事業、学校施設のプール開放でございます。通常どおり運営する施設は、図書館、郷土歴史館、みなと科学館でございます。

次に、事務事業等です。教育委員会が主催するイベント・講演会等の区民が直接参加する事業については、区のガイドラインに基づく運営を徹底して行うなど、記載のとおりでございます。

項番3、「周知方法」です。区のホームページ、SNS、各施設での掲示等で対応いたしました。

1ページ目へお戻りください。項番の2、臨時代理の日は令和3年9月10日でございます。

簡単ではありますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育長の臨時代理に伴う報告事項1について、報告どおり承認いただくことにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項1についてはご承認を頂きました。

日程第3 報告事項

1 令和3年度春の通学路点検の実施結果について

○教育長 日程の第3、報告事項に入ります。

「令和3年度春の通学路点検の実施結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、本日付の報告資料ナンバー1を御覧ください。「令和3年度春の通学路点検

の実施結果について」でございます。

概要は中程に書いてございますが、本年度につきましては例年と違いまして、八街市において発生した事故を受けて、7月15日から7月28日までの間、春の交通安全運動に伴う点検の内容を再度緊急点検してほしいということで依頼をしまして、その結果も併せてご報告させていただくものでございます。

その中に、下に3点挙げてございますが、国の通知等の中では見通しのよい道路、幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所であったり、過去に事故に至らなくても事例があった場所であったり、保護者や見守り活動者とか、地域住民等から改善要請があった箇所などといったところを重点的に再度見てほしいということで、通知がありましたので、その内容を加えてございます。

2ページ目御覧いただければと思います。通学路点検の実施一覧でございます。7月15日から28日は、ここに記載はしてございませんが、白金小学校が6月8日から、高輪台小学校が6月30日までが、これが春の交通安全運動の状況でございます。ここに実施された内容であったり、指摘事項、所轄する総合支所であったり、警察署も記載のとおりでございます。

主な指摘箇所への対応状況ですが、これは昨年秋の報告をさせていただいたのが「前回」と書いてあるもので、102件ございまして、54件、昨年の報告のときにはこれもう対応済みでしたということで、42件残っておりました。現在、6件対応中ということで書いてございますが、今、1件残っております「歩道の修繕」というのは、これ、東京都の方になっておまして、なかなか進んでいなかったということで、今、また依頼をしているところでございます。

あと、今年度中の対応案件としては、もう5件は、こちらも対応のめどがついておりますので、速やかに対応していきたいと考えてございます。

今回、6月8日から6月30日までの間で132件ございまして、7月30日の時点では56件解決をしておまして、76件今、対応中という状況になってございます。

4番の方には、1から13番までの項目に分けまして、各学校での状況について記載をさせていただいております。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告事項について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 いつでしたっけ。しばらく前ですが、学校で死亡事故がありましたよね。あの現場は何かその後、対応を実施したか。何かあるのであれば、教えてください。

○学務課長 昨年の2月に事故がありまして、事故現場近辺で工事をしており、見通しが悪かったりということで、まず角のところを工事中のときにはクリアで見通しが良くなるような部材の使用であったり、あとは事故のあった交差点をなるべく通らないようにという指導をした経緯がございます。

その後、守られているということで、基本的には資料のまま、今も続けているという状況だと思います。

○中村委員 なるほど。あの事故以来あれだよ。今、話があったように、塀をつくる。仮囲いをするときに、透明で見えるようにというのは、これは全国的に。

○学務課長 全国的に広まったということになります。

○中村委員 あとはあそこをできるだけ通らないように指導しているということですか。

分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 幼稚園、小中学校における9月13日以降の感染症対策の取組の強化について

○教育長 次に、「幼稚園、小中学校における9月13日以降の感染症対策の取組の強化について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは資料ナンバー2番を御覧ください。「幼稚園、小中学校における9月13日以降の感染症対策の取組の強化について」ということで報告をさせていただきます。

この9月8日の時点で、先生方にもメールをさせていただきましたが、国においても緊急事態宣言が延長されまして、9月末日まで緊急事態宣言が継続されるということで、小学校、中学校、幼稚園におきましても、これまでどおりの強化を継続してやっていくということになります。

項番1のところで、現在、保護者の方に学校で授業を受けるか、それとも家でオンラインで受けるかということについて、選択できるような形にさせていただいております。これを30日まで継続させていただくという形で、ハイブリッド型でやらせていただいております。

なお、この期間につきましては、しっかりと評価等もさせていただきますので、出席扱いとさせていただきます。

なお、(3)のところで、前回の12日までの緊急事態発令の期間の際には、体育・保健体育、家庭科など、オンラインで実施することが難しい教科はなるべくやらないでくださいという形をお願いをしていたのですが、時数の問題とか、学校で学んでいる子どもたちのこともありますので、今回は同じ教科の別の課題の提供をオンラインの方には提供させていただくような形にさせていただきました。

なお、幼稚園につきましては、13日以降も昼食なしの午前中のみの保育とさせていただきます。

なお、中学校の部活動はこれまでどおりやらせていただくこと、それから保護者の方たちには、家庭内感染が依然多いので、そちらの方も注意喚起をさせていただくという形で、通知の方と緊急配信メールをさせていただきました。

簡単でございますが、以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○寺原委員 一つだけ。

○教育長 寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 このオンライン授業の生徒も出席扱いということで、とてもいいと思うのですが、何

かのニュースで、どこかの地域では出席ではなくて、出席停止になっていてどうなのか、という議論があったのを見たのですが、東京都だとほかの区も大体出席扱いなのでしょうか。

○教育長 担当課長。

○教育指導担当課長 自治体によるのですけれども、出席扱いではなく出席停止の扱いの自治体が多いです。なお、文科省の大臣が言っていたのは、学校保健安全法の第19条の臨時休業の際にオンライン授業等をするのを出席停止で出席扱いにしないというようなことをご発言されておりました。

港区の場合は、学校保健安全法19条の臨時休業ではないので、今のところ、しっかりと評価ができていているというところで、この緊急事態宣言の9月中は出席という形にさせていただいてございます。

○寺原委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 このハイブリッドで授業を受けている、要するに学校に来ない、登校しないで授業を受けている生徒というのは、大体、小中で何割ぐらいいるのでしょうか。

○教育指導担当課長 小学校は平均で大体2割から3割。中学校が大体1割から2割ぐらいがオンラインを選ばれております。

○田谷委員 今後これから受験シーズンを迎えるのですが、そうすると色々保護者の方のご判断も難しいと思うのだけれども、今後、これは増える傾向にありますかね。

またその場合、対応は十分できるのでしょうか。

○教育指導担当課長 今年度、教育委員会事務局としては、なるべく学びをとめないというキーワードを基に動いてございます。ですので、ずっとオンラインというよりは、感染症対策を講じた上で、なるべく通常の形に戻していきたいという形で思っております。

ですので、今、毎日動向を見ているのですが、増えているなということはないですね。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 まず一つは、今、感染の管理を丁寧にしながら授業を始めた訳ですが、実際の感染者の発生状況、陽性者の発生状況はどのようなのですか。

○学校教育部長 では、私から。

○教育指導担当課長 いいですか。

○学校教育部長 統計的な数字は今持ち合わせていないのですが、1学期と同様に、感染者は出ています。ただ、やはり家庭内感染という形がほぼほぼで、夏休み中にはサマーキャンプだとか塾だとか、民間のクラブ活動みたいなところでもあったのですが、そういったものは今のところは起きていないですが、やはりほぼほぼ家庭内での感染ということが出ているのが現状で、1学期と比べて全体的に数値が上下することは一時はあったのですが、大きく増えているという状況にはないです。

○山内委員 2学期が始まってから、小学校、中学校、何件ずつぐらいですか。

○学校教育部長 件数は毎日5～6件ぐらいは検査を受けたというのがありまして、陽性率はその中でやはり高い日で、半分以上は陽性という感じですね。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 結局、今回の延長で今後の秋以降の学校行事で、今までの予定で変わったものとかありますか。特にないですか。延長で何かやる予定だったものがやらなくなったとか、そういうのは特に何かありますか。

○教育指導担当課長 連合行事、後でご報告しようと思っていたのですが、小学校の連合体育大会、中学校の連合体育大会、それから特別支援学級の合同運動会。この三つについては、中学校だけが延長期間中に、9月29日にあるのですが、小学校と特別支援学級は10月を過ぎた後なのですが、やはり準備の関係がなかなか難しいですので、この三つにつきましては、残念ですが、今年度は中止にさせていただく形で思っています。

○中村委員 それ以外はないということですね。

○教育指導担当課長 それ以外は、運動会等はやり方を工夫していただいて、学校でやっていただくという形になってございます。あとは移動教室、修学旅行は延期、それから中止という形になってございます。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 今お話があった宿泊行事は、10月以降はどんな形で再開しようと今、計画を立てていらっしゃるでしょうか。

○学務課長 今、10月3日に行く予定だった修学旅行については、再度延長するという事で決定しておりますけれども、その後、10月12日から予定をしているものについては、今、状況の見極めをしているという状況です。

これについては、今後の感染状況について見ながら、あとはどういった、緊急事態宣言の後の措置がどう取られるかという内容を見ながら、学校とともに緊密に連携して決定していきたいと考えてございます。以上です。

○山内委員 分かりました。去年は確か年明け、1月、2月にやろうとしていて、「今年は秋にやらないとタイミングを外しますよ」ということを言ったのですが、結局タイミングを外してしまいました。

おそらく今回は、今までの状況からすると、やはり緊急事態宣言が明けるといえるか、ピークが下がって2、3カ月が一番安全な時期で、その後また戻り始めてしまう。反転してしまう。

おそらく今回は、ワクチン接種がだんだん進んでいるので、もうちょっとは安全な期間が長くなるとは思いますけれども、でも、やはりアメリカのデータとかを見ていると、ワクチン接種から6カ月ぐらい経つと、予防の効果が60%ぐらいまで落ちてくるのです。

ということも考えると、やはり年が明けてくると、また反転してくる可能性があるのでは、いかに

10月、11月、安全な時期のタイミングを外さずに、できる活動をするかということは大事だと思います。

そういう意味では、もう今の段階からやれるものはやるということ。10月、11月、やれるものは一番安全な時期を外さないでやるということを考えながら、準備された方がいいのではないかと思います。

○学務課長 ありがとうございます。我々も10月の状況で、なるべく行ける状況があれば、行ってもらいたいと思っていますので、行けることを最優先に考えながら、我々も判断していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○教育長 今、山内委員からもお話がありましたように、去年の状況もデータ的にもありますので、今お話があったように、本当に行けるところを狙って、ぜひ今年は行かせてあげたいと思いますので、そこはまた教育委員会の中で調整をして、先生方の方にもお知らせをしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

ではほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定していた案件及び報告事項は、全て終了しましたけれども、委員の先生方、また説明員の皆さんから何かございますでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を9月27日月曜日10時から開催の予定です。よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕